

平成30年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、グローバル社会において活躍できる人材の育成及び我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化の観点から、奨学金を支援するのにふさわしい学生派遣プログラムを、下記により募集します。

※なお、この募集は、平成30年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(協定派遣)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「高等教育機関」という。)が、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する諸外国の機関をいう。)等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 定義

この要項において「派遣学生」とは、我が国の高等教育機関(以下「在籍大学等」という。)が、諸外国の高等教育機関等(以下「派遣先大学等」という。)との学生交流に関する協定等に基づいて、在籍大学等に在籍したまま、8日以上1年以内の期間、在籍大学等が実施する派遣プログラム(履修科目の一部として実施されるインターンシップ等を含む)に参加する日本人学生等で、本制度により奨学金の支援を受ける者としてします。

3. 支援の対象となる派遣プログラム

(1) 派遣プログラムの開始時期

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始されるプログラム

※なお、各派遣学生についても、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に派遣が開始される必要があります。

(2) 派遣プログラムの採択

派遣プログラムの実施を計画し、これに参加する学生に対して本制度による奨学金の支援を希望する在籍大学等の長(以下「大学等の長」という。)は、第5項に掲げる申請書類等を取りまとめた上、機構理事長宛に申請を行うものとします。

機構は、審査の上、支援する派遣プログラム及び奨学金支給割当人数、奨学金配分額を決定し、大学等の長へ通知します。

(3) 派遣プログラムの申請要件

本制度により支援する派遣プログラムは以下の要件を全て満たすものとします。

①在籍大学等(高等専門学校については、専攻科を含み、第2年次以下を対象とするものを除く。)に在籍する学生を対象に実施するもの

②派遣先大学等との間に締結した学生交流に関する協定等に基づき実施するもの

※諸外国の政府研究機関、国際機関、公的機関等における研修やインターンシップ等を含むプログラムについては、派遣先機関との協定等に基づき履修科目の一部等として

行われ、帰国後に単位認定されるものに限りません。

③プログラム実施期間が8日以上1年以内の計画であるもの

※プログラムは、諸外国において、連続して8日以上実施されるものとします。なお、プログラムの実施期間に、渡航にかかる期間は含まないものとします。

※31日以内のプログラムについては、履修科目の一部となっているものや、派遣前後の準備講習・フォローアップを目的とした語学や専門科目の講義等との一体化など、明確な効果(単位付与等)が見込めるものであること。

④参加に必要な語学水準を適切に設定しているもの

※「プログラムに必要な言語が英語である場合、TOEIC400点以上(TOEFLの場合、PBT(Paper-Based-Test) 435点以上、iBT (internet-Based-Test) 41点以上。IELTSの場合、5.0(Academic Module)以上)」、もしくは、「在籍大学等における前年度の語学成績で成績評価係数2.30以上」の学生を対象としたプログラムを優先的に採択します。

⑤派遣学生について、在学中はフォローアップのための追跡調査に協力できる管理体制を有するもの

⑥派遣先大学等が、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではないこと。

(4) 派遣プログラムの形態区分

①双方向協定型

授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定に基づいて実施するプログラムにより、1 Semester以上1年以内の間、協定相手の派遣先大学等へ学生を派遣し、かつ協定相手の高等教育機関から学生を受け入れるもの

平成30年度内に、学生の派遣とともに学生の受入が開始される必要があります。

プログラムの派遣に関する部分については本要項の要件を全て満たすとともに、受入に関する部分については「平成30年度海外留学支援制度(協定受入) 募集要項」のとおりとし、要項に記載する要件を全て満たす必要があることに留意してください。

②短期研修・研究型

平成30年度内に、派遣先大学等との学生交流協定や合意文書等に基づいて実施するプログラムにより、学生を派遣するもの

(5) 派遣プログラムの選考における審査の観点

(以下の内容が満たされているものを高評価し優先的に採択する予定です。特に①と②は重点項目とします。)

①プログラムの内容

- ・プログラムの目的・達成目標は、国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- ・派遣プログラムの形態に応じ、プログラムとして本制度の趣旨・目的を踏まえた達成目標が設定されているか。
- ・プログラムとしての達成目標は適切な水準に設定されているか。
- ・参加学生が達成すべき目標が示されているか。
- ・本プログラムにおいて養成しようとするグローバル人材像や質の高い留学生像が明確に設定されているか。
- ・必要となる語学力の水準が適切に設定されているか。

- ・ 参加する学生の進路の選択や検討に対して触発・動機付けする内容が含まれているか。
- ・ 参加する学生の語学力を向上させる内容となっているか。
- ・ 参加する学生の専攻に応じ、その特性を踏まえたプログラム内容となっているか。
- ・ インターンシップやフィールドワークが組み込まれている場合、参加する学生の専攻に応じ、効果的な内容となっているか。
- ・ より長期間の留学に向けた動機付けを高める効果を見込めるプログラムであるか。
- ・ 派遣先大学等における現地学生との交流が適切に組み込まれているか。
- ・ 学生派遣及び学生受入の双方向交流を重視するプログラム内容となっているか。【双方向協定型のみ】
- ・ プログラムとして成立する参加人数が適切に確保されているか。
- ・ プログラムによる総派遣計画人数に対し、本制度による支援希望者の割合は適切か。
- ・ 単位取得、単位付与、単位認定方法が確立、義務化されているか。(派遣先大学等での単位取得、在籍大学等の科目としての単位付与、派遣先大学等で得た単位の在籍大学等での単位認定。)
- ・ 単位による修学成果測定が行われない場合、これに替わる修学成果測定の方法が確立されているか。
- ・ 31日以内のプログラムにあつては、履修科目との一体化や派遣前の準備講習や派遣後のフォローアップを目的とした語学や専門科目の講義等と併せることにより効果(単位付与等)のあるプログラム内容となっているか。【短期研修・研究型のみ】

②実施体制

- ・ 参加する学生の募集・選抜が適切に行われているか。
- ・ 派遣学生に対する情報提供が適切に行われているか。
- ・ 単位認定について派遣学生が事前に把握できるものとなっているか。
- ・ 派遣学生に対する現地での生活支援体制が整備されているか。
- ・ 派遣学生に対する危機管理体制が十分に確立されているか。
- ・ プログラム実施に携わる教職員がノウハウ(語学力や過去の実施経験等)を適切に有しているか。

③フォローアップ・成果検証の実施

- ・ 派遣学生の派遣前、派遣後の効果測定や意識の変化を適切に把握しているか。
- ・ プログラムに参加した学生と参加していない学生との比較調査等、自己点検を実施し、プログラムの成果を測ることが具体的に計画されているか。
- ・ 実施報告会やシンポジウム等によりプログラム実施の成果を波及させる取組を行っているか(SNS等を活用した学生同士のコミュニティ形成に関する取組を含む)。
- ・ 機構が実施する各種調査に協力できる体制であるか。

④プログラムの自立化・発展性・継続性

- ・ プログラムの継続・発展のためにフォローアップ・成果検証結果を活用し、自立的な改善を図ることのできる体制が整備されているか。
- ・ 過去に学生派遣の実績のあるプログラムか。
- ・ 翌年度以降も実施の計画があるプログラムか。
- ・ 本制度以外でプログラム実施のための財源確保の取組はなされているか。

4. 支援の対象者

(1) 支援予定人数

未定(平成30年度概算要求24,000名)

[参考]平成29年度予算人数:22,000名

(2) 支援の内容(平成30年度予算の成立状況により変更となる場合があります。)

① 奨学金月額

- ・指定都市 月額10万円
- ・甲地区 月額 8万円
- ・乙地区 月額 7万円
- ・丙地区 月額 6万円

※1 詳細は別表1を参照してください。

※2 双方向協定型の受入の部分については、「平成30年度海外留学支援制度(協定受入)募集要項」のとおりです。

※3 同一プログラム内で、同一の学生が、異なる月額の地域に派遣される場合は、奨学金支給の全期間にわたり、滞在日数が長い地域の月額を一律に適用してください。なお、滞在日数が同じ場合は、金額が高い地域の月額を一律に適用してください。

② 奨学金の支給基準

諸外国において実施される派遣プログラムに、8日以上1年以内の期間参加する派遣学生に対し、以下のとおり、奨学金を12月以内で支給します。ただし、派遣期間は、連続して8日以上であることとします。

- ・派遣期間を31日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数を決定します。
- ・同一プログラムで複数回派遣する場合においても、全派遣期間を合算し、同様の取扱いとします。なお、各回の派遣期間は、平成30年度に開始し、連続して8日以上あることが必要です。

③ 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍大学等を通じて行うこととし、留学開始月から1月ごとに割り当てた支給対象となる月に、支給対象者の在籍大学等での在籍及び派遣プログラムへの参加を確認した上で、奨学金を支給します。詳細は別に定めます。

(例)平成30年5月10日～平成30年7月1日に実施するプログラム

派遣期間:53日

支給月数:2回

在籍確認及び奨学金支給対象月:5月・6月

④ 渡航支援金

平成30年度より、一定の家計基準を満たす者に対して渡航費の支援を実施することを検討しております。詳細については後日お知らせいたします。

なお、予算状況によって実施しない可能性があります。

(3) 奨学金支給対象者の選考

在籍大学等は、各派遣プログラムに割り当てられた奨学金支給割当人数について、下記(4)に掲げる資格及び要件を確認の上選考し、別に定める期日までに奨学金支給対象者を機構に

登録してください。

(4) 奨学金支給対象者の資格及び要件

本制度により、派遣学生として支援を受ける資格を有する者は、在籍大学等の正規の課程に学位取得もしくは卒業を目的として在籍し、プログラムの参加を認められた者で、次の①～⑧に掲げる資格及び要件を全て満たす者としします。

- ①日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む)
- ②学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
- ③在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)であること。

前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記します。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出すること。

【短期研修・研究型のみ】

短期研修・研究型のプログラム参加者に限り、選考時の成績評価係数が2.00以上2.30未満の場合であっても、在籍大学等が成績評価係数2.30相当以上と認め、本制度の支援を受けることが適当であると判断する者である場合に限り、機構が指定する推薦書等を提出することにより、機構での審査を経た後、成績評価係数の要件を満たす者として認められる場合があります。

- ④経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
 - ・機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします。
 - ・奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。
- ⑤派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑥派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者(高等専門学校及び専修学校専門課程にあっては卒業する者)

- ・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
 - ・プログラム途中で卒業・修了する者は、要件を満たしません。
- ⑦派遣プログラム参加にあたり、他団体等(在籍大学等及び派遣先大学等を含む)から派遣プログラム参加のための奨学金(渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額(複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金月額を超えない者
- ・プログラム参加中に、併給が認められない他団体の奨学金額を一回以上受給する場合は、本制度奨学金の支給対象者として登録することは認められません。
 - ・機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金との併給は認めています。
- (注意):他の奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。
- ⑧外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者
- (注意):奨学金支給対象者の登録の申請時に、派遣先大学等が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、本制度奨学金の支給対象者として登録することは認められません。留学期間中に、派遣先大学等が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、奨学金の支給を見合わせる場合があります。

5. 申請方法、申請書類等の提出

学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)の2種類に分けて募集します。詳細は、別紙を参照してください。

6. 派遣プログラムの採否及び奨学金支給割当の決定

機構は、前項の規定により提出されたプログラムごとに審査を行い、支援する派遣プログラムの採否及び奨学金支給割当人数、奨学金配分額を決定し、平成30年1月上旬(予定)を目途に大学等の長へ通知します。

なお、採択される派遣プログラム(以下「採択プログラム」という。)における奨学金支給割当人数は、奨学金支給割当希望人数を下回る場合があります。詳細は、別紙を参照してください。

また、採択プログラムの名称及び「プログラム計画書」等については、機構のホームページ等で公開する予定です。

7. プログラム実施後の報告書の提出等

大学等の長は、別に定める様式により、以下の(1)及び(4)の報告書については、原則として採択プログラムの実施終了後1か月以内に、(2)及び(3)の報告書については、別に定める期日までに機構理事長に提出してください。

(1)プログラム実施報告書 : プログラムの実施結果に係る報告

(2)支給対象者修了報告書 : 派遣学生の派遣状況に係る報告

(①学習成果、②海外での経験、プログラム内容、③進路への影響の記述及び④アンケート項目への回答(参加前・参加後))

(3)取得単位等報告書 : 派遣学生の単位取得に係る報告

(4)奨学金支給報告書 : プログラム実施に係る会計報告

上記(1)プログラム実施報告書や上記(2)支給対象者修了報告書中で、本制度を有効に活

用した事例は、機構ホームページ等で紹介することがあります。

なお、上記(1)から(4)の報告書等が未提出の在籍大学等に対しては、翌年度以降の奨学金支給割当人数を未提出の状況に応じて減じる場合があるので十分留意してください。

8. 奨学金等支給事務の適正な実施について

(1)立入検査等の実施及び改善措置命令

本制度の適正な実施及び成果等を確認するため、プログラムの実施状況等の報告を求める又は立入検査を実施する場合があります。

プログラムの実施状況が適正でないことが認められるときは、これを是正するための措置をとるべきことを命ずることがあります。

(2)奨学金支給割当人数の削減

在籍大学等の管理体制又は事務処理が不適切な場合、「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)奨学金支給割当て人数の削減に係る取扱基準」に定めるところにより、奨学金支給割当人数を削減する措置を行うことがあります。

(3)プログラムの募集停止

在籍大学等が、偽りその他不正の行為を行った場合、「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)募集停止期間等の取扱基準」に定めるところにより、当該行為の判明した年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認める期間、在籍大学等に対する海外留学支援制度(協定派遣)の募集を停止し、派遣プログラムの申請を受け付けない措置を行うものとします。ただし、当該措置を行った場合であっても、当該行為が判明した以前に採択された派遣プログラムについては奨学金支給対象者の登録の申請を受け付けるものとします。

(4)補助金の厳正な管理

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。従って、不正な手段により補助金の交付を受けた者、又は他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が課されることがあります。募集要項や事務手続きの手引きを遵守し、奨学金の厳正な管理に努めてください。

【管理体制、事務処理、プログラム実施状況が不適切な例】

- ・正当な理由なく当初計画から大幅な支援人数や配分額の減少を行った。
- ・正当な理由なく各種手続きや各種書類の提出期限を遅滞した。
- ・在籍確認手続きを適切に行わずに奨学金を支給した。
- ・奨学金を機構に承認された支給対象者以外の学生に支給した。
- ・各種報告書が未提出である。
- ・採択プログラムの辞退、実施条件等の変更等により不要となった奨学金の返納が、機構から受領した年度内(遅くとも翌年度4月初旬の機構が指定する日まで)に行われなかった又は著しく遅滞した。

9. 個人情報の取り扱いについて

提出された個人情報は、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学等・在外公館・行政機関・公益法人及び業

務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

10. 派遣学生等の安全管理

本制度による派遣学生に対し、各自において事前に留学等に関する情報収集に努めるよう指導してください。また、派遣にあたっては、現地の安全情報に十分注意し、派遣中も随時状況確認ができるよう、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全相談班)」の情報提供サービス等を活用してください。留学中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や留学の中止等、安全のために必要な措置を行い、機構に対しては変更等の手続きを適切に行ってください。なお、留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣学生の支援を見合わせる場合があります。

また、在籍大学は文部科学省より送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」(平成29年3月31日 大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン作成検討会)を確認の上、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

○外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL:(代表)03-3580-3311 (内線:2902, 2903)

URL:http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

○海外安全ホームページ URL:<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○外務省在外公館リスト URL:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

○文部科学省 大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインについて

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm

【在留届・たびレジの登録指導について】

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが義務付けられています。

また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができます。

派遣学生に対し、必ず「在留届」又は「たびレジ」に登録するよう指導してください。

○海外へ渡航される皆様へ URL:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

外務省海外旅行登録「たびレジ」・在留届電子届出システム「ORRnet」

11. 学生選考に対する留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第7条第2項に定める規定のとおり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、かつ、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の障害の状態等に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をお願いします。

○文部科学省 「文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年12月25日文部科学省訓令第31号)」

URL:http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_mext.pdf

12. 申請書類等の提出先及び本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部海外留学支援課 協定派遣担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL: 03-5520-6014

FAX: 03-5520-6015

E-mail: sesp@jasso.go.jp

派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 100,000円	アビジヤン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン D.C.	乙地方 奨学金額: 70,000円	<u>指定都市、甲地方、丙地方以外の地域</u> 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東 (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 60,000円	・アジア (インドシナ半島*、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ *インドシナ半島:シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

※本制度の指定都市について、派遣先大学等の住所表記に指定都市名が含まれる都市に限ることとしますので、ご注意ください。

平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)
申請方法、採否及び奨学金支給割当について

1. 申請タイプの種類

大学等は、以下の、学生交流創成タイプ(タイプA)、学生交流推進タイプ(タイプB)の2種類について、「4.申請書類等」により取りまとめた上で申請してください。

学生交流創成タイプ(タイプA)

- ・平成30年度に支援を希望する全てのプログラムが対象となります。
- ・タイプAで採択されたプログラムは、平成31年度以降は学生交流推進タイプ(タイプB)に申請することができます。

学生交流推進タイプ(タイプB)

- ・平成29年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)の採択プログラム(以下「平成29年度採択プログラム」という。)のうち、平成30年度においても継続して支援を希望するプログラムが対象となります。
- ・タイプBの申請対象プログラムであっても、タイプAに申請することは可能です。ただし、1つのプログラムについて、タイプAとタイプBに重複して申請することはできません。

注意1:平成29年1月6日付け学支海留第652号「平成29年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請プログラムの採否結果について(通知)」で採択と通知したタイプA及びタイプBのプログラムのみ対象となります。平成29年度中に追加採択されたプログラムは対象となりません。

注意2:平成29年度採択プログラムであっても、本募集の申請時までには辞退したプログラムについてはタイプBに申請できません。

注意3:タイプBに申請したプログラムについて、平成29年度に支援実績のないプログラムは平成30年度の採択を取り消します。

注意4:平成29年度海外留学支援制度申請時に提出した計画書からの軽微な変更は認めますが、「1.プログラムの目的・達成目標」を変更する場合は、タイプBに申請できません。

注意5:平成29年度採択プログラムを分割あるいは統合したプログラムはいずれもタイプBに申請できません。

注意6:コンソーシアム形式で実施するプログラムの代表校が替わる場合は、タイプBに申請できません。

2. 申請プログラム件数

学生交流創成タイプ(タイプA)については、1校あたり10件を申請プログラム件数の上限とします。また、学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)を合わせて、1校あたり35件を申請プロ

ラム件数の上限とします。コンソーシアム形式で実施するプログラムの申請は、申請を取りまとめる代表校の申請プログラム件数にカウントされますのでご注意ください。

1校あたりの申請プログラム件数の上限(10件及び35件)は、双方向協定型、短期研修・研究型(協定派遣)及び短期研修・研究型(協定受入)を全て合わせたプログラム件数です。なお、双方向協定型、短期研修・研究型(協定派遣)、短期研修・研究型(協定受入)ごとの申請プログラム件数に上限はありません。

3. 申請上の制限

①双方向協定型及び短期研修・研究型(協定派遣)

1プログラムにおける奨学金支給割当希望人数は、当該プログラムにおける総派遣(受入)計画人数又は100名のいずれか少ない数を上限とします。制限を上回る場合は上限人数が奨学金支給割当希望人数となります。

②短期研修・研究型(協定受入)

1プログラムにおける奨学金支給割当希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数又は50名のいずれか少ない数を上限とします。制限を上回る場合は上限人数が奨学金支給割当希望人数となります。

なお、プログラムの教育内容に応じて計画人数が適切に設定されているかについては、審査対象となりますので留意してください。採択後、総派遣(受入)計画人数や支援人数に関して当初計画から大幅な減少があった場合、翌年度以降の奨学金支給割当人数を減らす場合がありますので、十分留意の上、計画を作成してください。

4. 申請書類等

本制度による支援を希望する大学等の長は、次に掲げる申請書類等をプログラムのタイプ、形態ごとに取りまとめ、機構理事長に申請するものとします。

【各タイプ共通】

①平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請書(様式1)

郵送(1部)及びデータ

学生交流創成タイプ(タイプA)

[双方向協定型]

②平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2及び別表)

郵送(申請するプログラムごとに6部)及びデータ

[短期研修・研究型]

③平成30年度海外留学支援制度(協定派遣または協定受入)計画書(様式2及び別表)

郵送(申請するプログラムごとに6部)及びデータ

学生交流推進タイプ(タイプB)

[双方向協定型]

- ④平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2及び別表)
郵送(申請するプログラムごとに2部)及びデータ
- ⑤海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)プログラム実施・進捗状況(様式3)
郵送(申請するプログラムごとに2部)及びデータ

[短期研修・研究型]

- ⑥平成30年度海外留学支援制度(協定派遣または協定受入)計画書(様式2及び別表)
郵送(申請するプログラムごとに2部)及びデータ
- ⑦海外留学支援制度(協定派遣または協定受入)プログラム実施・進捗状況(様式3)
郵送(申請するプログラムごとに2部)及びデータ

[タイプB各形態共通]

- ⑧平成28年度プログラム実施報告書(様式G)の写し
郵送(申請するプログラムごとに2部)
- ⑨平成29年度プログラム実施報告書(様式G)の写し
郵送(申請するプログラムごとに2部)

注意1:⑧及び⑨は、機構に提出済みの実施報告書(様式G)がある場合のみ提出してください。

5. 各種申請書類(様式)

機構のホームページからダウンロードして利用してください。

協定派遣URL: http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_a/short_term_h/2018.html

協定受入URL: http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshastudy_j/short_term/2018.html

注意1:郵送による申請書類は、①～⑦、⑨はA4サイズ、⑧はA3サイズで作成してください。

注意2:申請書類は、日本語又は英語による表記とします。その他の言語による場合は和訳又は英訳して提出してください。

注意3:エクセルファイルデータは、記入要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上で、電子メールにて提出してください。

6. 申請書類等の提出期間

平成29年10月2日(月)～平成29年10月19日(木)必着

注意1:申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付してください。また、封筒には朱書きにて「協定プログラム申請書類在中」と記入してください。

注意2:提出期間を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しません。また、提出された申請書類は一切返却しません。

7. プログラムの採否

申請タイプ別に、申請書類により書面審査を行い、採否を決定します。申請要件を満たさないプログラム、申請書類に不備があるプログラムについては審査を行いません。

学生交流創成タイプ(タイプA)

平成30年度海外留学支援制度(協定派遣(協定受入))募集要項3.(5)派遣(受入)プログラムの選考における審査の観点に基づき、プログラムごとに審査を行い、その内容が満たされているものを高評価し優先的に採択されます。評価が得られなかったプログラムについては不採択となります。

学生交流推進タイプ(タイプB)

原則として、申請されたプログラムは支援対象として採択されますが、プログラムごとに審査を行い、プログラムの目的・目標の達成が著しく困難又は不可能と判断されたプログラムは不採択となる場合があります。

8. 奨学金支給割当

上記7に基づき採択されたプログラムに対し、平成30年度予算に応じ、奨学金支給割当人数(以下、「割当人数」という。)を決定します。

学生交流創成タイプ(タイプA)

原則として、審査結果に応じて割当人数を決定する予定です。審査の結果により奨学金支給割当希望人数を下回る場合があります。

学生交流推進タイプ(タイプB)

①平成29年度タイプA採択プログラムで、平成30年度タイプBに申請し採択されたプログラム

原則として、全てのプログラムに対し、平成29年度採択時の割当人数から3割程度削減した人数を割り当てる予定です。なお、少人数で実施するプログラムやプログラム数が少ない大学等に対しては一定の配慮を行いますが、審査結果によりさらに削減する場合があります。

②平成29年度タイプB採択プログラムで、平成30年度にタイプBに申請し採択されたプログラム

原則として、全てのプログラムに対し、予算状況と平成28年度採択時の割当人数に対する支援人数(実績)を勘案し、平成29年度採択時の割当人数より最大5割程度削減した人数を割り当てる予定です。なお、少人数で実施するプログラムやプログラム数が少ない大学等に対しては一定の配慮を行いますが、審査結果によりさらに削減する場合があります。

※平成30年度タイプB採択プログラムは、採択後、協定派遣、協定受入ごとに学内の他のタイプB採択プログラムとの間で一定の条件の下、人数、人月数(配分額)を移管することが可能です。